

中学校・高等学校一種免許状(保健体育)取得に係る科目【日本体育大学 スポーツマネジメント学部】

教員免許法に定められた内容					本学が課程認定を受けている内容					※教育実習履修要件科目 ※前年度末までに修得する			
第一欄	教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項 (平成28年改正法)	最低修得単位数		スポーツマネジメント学部 ・2019～2021年度入学者適用カリキュラム	単位数	開講年次	★必修 ☆選択 △自由	大学が定める 取得に必要な 単位数				
			中学校	高等学校									
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	24	運動方法・陸上競技	1	1年次	★	1				
					運動方法・水泳	1	1年次	★	1				
					運動方法・体づくり運動(体操)	1	1年次	★	1				
					運動方法・器械運動	1	1年次	★	1				
					運動方法・ソフトボール(野球を含む)	1	1年次	★	1				
					運動方法・ダンス(フォークダンスを含む)	1	1年次	★	1				
					運動方法・球技A	1	1年次	★	1				
					運動方法・球技B	1	1年次	★	1				
					運動方法・武道(柔道)	1	1年次	☆	1単位以上				
					運動方法・武道(剣道)	1	1年次	☆					
		運動方法・武道(相撲)	1	1年次	☆								
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)			スポーツ哲学	2	1年次	★	2				
					スポーツ心理学	2	3年次	★	2				
					スポーツ経営管理学	2	3年次	★	2				
					スポーツ社会学	2	3年次	★	2				
					スポーツ史	2	2年次	★	2				
					トレーニング学	2	2年次	★	2				
					スポーツ生理学	2	2年次	★	2				
		生理学(運動生理学を含む。) 衛生学・公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)			衛生学・公衆衛生学(運動衛生学を含む)	2	1年次	★	2				
					学校保健(小児保健・精神保健を含む)	2	2年次	★	2				
					学校安全(救急処置を含む)	2	3年次	★	2				
					体育科教育法	2	2年次	★	2	◎			
					保健科教育法	2	2年次	★	2	◎			
					体育科教育実践法	2	3年次	★	2				
					保健科教育実践法	2	3年次	★	2				
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)													
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	10	10	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	1年次	★	2	◎				
				教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	2	1年次	★	2	◎				
				教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	2	3年次	★	2	◎				
				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	2	2年次	★	2	◎				
				特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	2	3年次	★	2	◎				
				教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	2	3年次	★	2	◎				
				第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	8	道徳教育の指導法 ※(イ)中免	2	2年次	★	2	◎
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 ※(ロ)	2	2年次	★					2	◎				
教育の方法と技術	2	3年次	★					2	◎				
生徒指導論(進路指導・キャリア教育を含む) ※(ロ)	2	3年次	★					2	◎				
教育相談(カウンセリングを含む)	2	3年次	★					2	◎				
第五欄	教育実践に関する科目	5	3					教育実習	4	4年次	★	4	
								事前事後の指導	1	4年次	★	1	
				教職実践演習(中・高)	2	4年次	★	2					
第六欄	大学が独自に設定する科目	4	12	スポーツ医学	2	2年次	△	※(ニ)					
				発育発達論	2	1年次	△						
				機能解剖学	2	1年次	△						
				人権教育	2	3年次	△						
				スポーツ栄養学(食品学を含む)	2	2年次	△						
				道徳教育の指導法 ※(イ)高免	2	2年次	★	※(イ)	◎				
必要な単位数計			59	59	合計			66単位以上					

(第66条の6) に定める科目	日本国憲法	2	法学(日本国憲法)	2	1年次	★	2	
	体育	2	スポーツマネジメント研究A	2	1年次	★	2	
			海浜実習	1	2年次	☆	1単位以上	
			キャンプ実習	1	2年次	☆		
			スキー実習	1	3年次	☆	1単位以上	
			スケート実習	1	3年次	☆		
	外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	1	2年次	★	1	
			英語コミュニケーションⅡ	1	2年次	★	1	
情報機器の操作	2	情報処理(情報機器の操作を含む)	2	1年次	★	2		
必要な単位数計		8	合計				10単位以上	

※教育職員免許状取得に必要な本表で定める各科目の必選区分は、以下の記号で示すとおり。各学科等のカリキュラムにおける、卒業に必要とされる単位修得の必選区分とは異なるため注意すること。

★:必修科目…必ず単位を修得しなければならない科目 ☆:選択科目…本表「大学が定める免許取得に必要な単位数」欄に定めるとおりに単位を修得しなければならない科目

△:自由科目…教育職員免許状の取得にあたって単位の修得は不要だが受講および単位の修得が推奨されている科目

※(イ)「道徳教育の指導法」は、高一種免許取得の場合は教育職員免許法施行規則第五条の第六欄「大学が独自に設定する科目」に位置づき、中一種免許取得の場合は教育職員免許法施行規則第四条の第四欄「道徳の理論及び指導法」に位置づく。

※(ロ)当該科目は1科目で法令上における複数の区分の内容を満たす認定を受けている。

※(イ)第六欄「大学が独自に設定する科目」に定める科目について、教育職員免許状の取得にあたっては※(イ)を除き単位の修得は不要だが、教職課程として認定された学ぶべき内容を含む科目であるため、単位の修得を推奨している。なお、当該欄の法令上必要単位数については、本表「大学が定める免許取得に必要な単位数」とおりに単位を修得することで、第二欄～第五欄の各欄において法令上必要とされる、最低修得単位数以上の単位を修得することとなるため、そこで超過した修得単位を充当し、当該欄の法令上必要単位数(中:4/高:12)を満たす。(例)第三欄:本学12単位(6科目)-法令上10単位=超過2単位が第六欄へ充当可